様式第８号（第６条関係）

堺市公表理由等通知書

年　　月　　日

　　　　　　　様

堺市長　　　　　　印

堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第１１条第１項の規定による公表を予定しているので、同条第２項の規定により、次のとおりその理由を通知します。

また、意見陳述の機会を設けますので、次のとおり意見を記載した書面を提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 公表の理由 |  |
| 意見を記載した書面の提出先 | 電話番号（ 　 ） |
| 意見を記載した書面の提出期限 | 年　　月　　日 |

注意

１　意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

　２　やむを得ない理由があるときは、意見を記載した書面の提出に代えて口頭による意見陳述を行うことができます。

　３　代理人を選任したときは、意見を記載した書面の提出期限（口頭による意見陳述を行うときは、意見陳述の時）までに、委任状その他の代理人の資格を証する書面を提出してください。

　４　書面等の提出又は意見陳述を行うために来庁した際には、この通知書を提示してください。